

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年9月7日

消費生活における特別相談「高齢者相談 110 番」を実施します

埼玉県消費生活支援センターでは、高齢者の消費者被害防止と解決支援を目的とした特別相談「高齢者相談 110 番」を実施します。実施日は、敬老の日を目前にした9月16日(水)、17日(木)、18日(金)の3日間です。

令和7年度における県内65歳以上の方の消費者被害に関する相談件数は18,707件で、全相談件数の32.8%を占めました。

「給湯器や分電盤の点検・修理についての強引な勧誘」、「トイレの詰まりで業者を呼んだら想定外の高額料金を請求された」、「定期購入であることが分かりにくいインターネット通販」など、悪質商法などによる高齢者の被害が後を絶ちません。少しでもおかしいと感じたら、早めに御相談ください。

また、高齢者の消費者被害を防ぐためには、御家族や周囲の見守り・声かけが重要となります。高齢者相談 110 番実施期間中は、高齢者御本人に併せ、身近な方からの御相談も受け付けますので、ぜひこの機会に御利用ください。

● 「高齢者相談 110 番」の概要**1 対象**

県内在住、在勤の65歳以上の高齢者が契約当事者となる消費生活に関する相談

2 実施日時

令和8年9月16日(水)、17日(木)、18日(金) 9時～16時

3 相談専用電話

消費生活支援センター（川口） 048-261-0999

消費生活支援センター熊谷 048-524-0999

消費者ホットライン【全国共通】 い や や
1 8 8

4 その他

この特別相談は、関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施します。なお、さいたま市は9月9日、10日、11日に特別相談を行います。

《さいたま市 消費生活相談窓口》

消費生活総合センター Tel 048-645-3421 Fax 048-643-2247

浦和消費生活センター Tel 048-871-0164 Fax 048-883-4893

岩槻消費生活センター Tel 048-749-6191 Fax 048-749-6193